

## 令和6年第4回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年 4月 17日(水) 午後3時30分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |        |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長  | 山本 正二  |     |        |     |       |
| 1番  | 武藤 康志  | 2番  | 伊藤 新司  | 3番  | 俵 薫   |
| 4番  | 井町 哲   | 5番  | 伊藤 美和子 | 7番  | 倉増 知  |
| 8番  | 前田 耕次  | 9番  | 中嶋 友之  | 10番 | 中野 修  |
| 11番 | 石田 健治郎 | 12番 | 中嶋 誠   | 13番 | 安部 好恵 |
| 14番 | 岸 英法   | 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 高見 清  |
| 17番 | 村上 浩一  | 18番 | 安富 法明  | 19番 | 山本 正二 |
- 4 欠席農業委員
- |    |       |
|----|-------|
| 6番 | 縄田 善博 |
|----|-------|
- 5 出席推進委員
- |       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 野上 武史 | 大橋 つや子 | 野村 和枝 |
| 平山 千恵 |        |       |
- 6 欠席推進委員
- |       |
|-------|
| 阿野 秀文 |
|-------|
- 7 事務局
- |            |           |          |
|------------|-----------|----------|
| 事務局長 河野 哲広 | 副主幹 井村 光敬 | 主査 柳井 信吾 |
|------------|-----------|----------|

事務局	<p>午後 3 時 3 0 分開会</p> <p>互礼。</p>
議長	<p>それでは只今より令和 6 年第 4 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員 1 9 名中 1 8 名、よって本総会が定数に達していることをご報告いたします。ちなみに欠席委員は縄田委員でございます。それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思っておりますがよろしゅうございますか。それでは 2 番 伊藤新司委員、5 番 伊藤美和子委員。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは議事に移りたいと思ひます。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条許可申請 4 件について、説明します。</p> <p>1 件目。参考資料 1 番。譲受人、●●●●、●●●●さん。譲渡人、●●●●、●●●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲渡人が遠方に住んでおり、維持管理が困難なため、譲渡人より申請地を譲り受けるものです。農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号についても抵触しないものと考えています。</p> <p>2 件目、参考資料 2 番になります。譲受人、●●●●、●●●●さん。譲渡人、●●●●、●●●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲受人が経営する酒蔵の隣の農地を酒米の栽培の為に譲り受けるものです。農地法第 3 条第 2 項の各項についても抵触しないものと考えています。</p> <p>3 件目、参考資料 3 の所を参照ください。譲受人、●●●●、●●●●さん。譲渡人、●●●●、●●●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲渡人が遠方に住んでおり維持・管理が困難なため、譲渡人より申請地を譲り受けるものです。農地法第 3 条第 2 項の各項についても抵触しないものと考えています。</p> <p>4 件目、番号 1 になっていますが 4 に訂正お願いします。こちら新規就農になります。譲受人、●●●●、●●●●さん。譲渡人、</p>

	<p>●●●●、●●●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲渡人は親から相続した農地の管理について困っていたため、自宅含め一括譲渡を希望していたところ、空家バンク経由で市内で農業や養蜂をやりたいと考えていた譲受人が購入を打診し、合意をしました。譲受人の方につきましては、農機具につきましては草刈り機を購入し、田植えや草刈り等は外部委託するとのことで、農地はきちんと管理できると思っております。この件につきまして農地法第3条第2項の各項についても抵触しないものと考えています。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
委員	<p>今説明がございました3条所有権の移転でございます。内容的にはですね、4番が新規就農ですから1番から3番それぞれの取得をされる方の耕作状況、今耕作をされてる田んぼの状況を見ました。</p> <p>最初の●●さんですが、この方かなり利用権の、自分の所有権のある田んぼがあるんですが、かなりの利用権を設定して田んぼを作っておられます。今回出てるものも今まで作っておられたところを相手方が●●ですからね、どうもならんからって話でしょうが、そういうことのように。で耕作管理の状況は綺麗に管理がされております。</p> <p>次2件目、●●●●さん。先程の事務局の話にもありましたように、●●●●さんの工場が●●の●●●●、元製材所でそこに工場があるんですが、取得される土地はその近くの道路の反対側でちょっと北寄りのところ。●●●●っていいですか●●●●がいるってということで、以前にもずっと周辺の田んぼを取得されてるようでございます。耕作状況を見に行ったのが●●さんの本宅が●●●●ですよね。で本宅の隣の農地を見に行きました。管理はきちんとされてました。シカの足跡が沢山ついてましたがそれは別として。管理はされておりました。</p> <p>それから3件目の●●さんの件ですが、取得される土地は●●●●の近くなんですが、●●の方の田んぼを見に行きました。小さい田んぼがいっぱいあったんですが、こちらもしっかりと管理がされておりましたんで、特に問題は無いというふうに見てきました。3件は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
推進委員	<p>2番推進委員の平山です。1番の●●●●さんの件ですが、●●さんは●●の●●●●、●●●●すごく耕作されていて、この●●さんの田も圃場整備が終わってからずっと作っておられます。●●さんの息子さんも草刈り等農作業を手伝っておられるとい</p>

議長	<p>うことで、特に問題ないと思われます。</p> <p>はい、2件目。●●さんの件。お休みですか？3件目、休み、両方とも阿野さんですね、すみません。</p> <p>2件目については説明の通りでございます。3件目はですね、本人も自分の田んぼがどこにあるか分からない。全然違う山の中に連れていかれましたけれど、そこはどうも農地じゃなかったようでございます。家の脇に畑が3枚ありまして、それを見せていただきました。草刈りもされてありそれなりに管理がされているように見受けられました。</p> <p>1番の●●さんの件について、私から補足しておきます。今これ、所有権移転の権利移動が4件出ております。実際には私たち見に行ったときには、5枚ありました。実は本来であれば、受付の段階で処理しなければいけないかと思える、圃場整備の時に既に農舎が建っていて、その時の地目はどうなっていたかというのは分かりませんが、圃場整備の区域内にそれを取り入れて、圃場整備をやった関係で今、田として残っていると。時々ある調整地的な土地になっております。ですからこれ所有権移転する前に現況証明で処理をしてくださいというようなお願いをしております。多分来月現状証明が上がってくるんじゃないかな。登記上の関係で書類が間に合わなかったんじゃないかなと見てますから、出していただければというふうにも指導はしたんですけど、そういうことでございます。</p> <p>委員の皆さんより何かありましたらお願いいたします。大変すみません、ご迷惑かけました。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
議長	<p>採決に移りたいと思います。議案第1号について原案の通り決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。議案の朗読並びに説明を事務局よりお願いいたします。</p>

事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>それでは、農地法第 4 条許可申請 1 件について説明します。</p> <p>資料 5 を参照してください。所在地は●●●●●、申請人は●●●●●さん。申請地は●●●●●の●●との●●付近にある農地です。クヌギ 7 0 0 本を植林するためのものです。この案件については、農地法第 4 条第 6 項各号に抵触しないと考えています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
委員	<p>第 4 条の●●●●●●●さんの件なのですが、資料 5 - 1 を見ていただくと今説明がありましたように、●●●●●●●の一番最後の右側の方に●●●●●●●さんの家があるんですが、本宅のようです。それで県道があつて高速道路がありまして、その反対側真反対くらいのところにも栗園があります。これの管理がもう出来ないということで、ほっておいたらいいんじゃないかと思うんですが、クヌギの植林をして保護管理をしたいということのようです。</p> <p>以上です。特に問題はないように思います。</p>
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いたします。
推進委員	推進委員の大橋です。今委員さんが言われたように問題はないと思います。どうぞよろしくお願いたします。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いたします。特に無いようでしたら、採決に移りたいと思います。
委員	(はいの声)
事務局	議案第 2 号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いたします。
委員	(挙手)

議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は常設審議委員会のほうに移します。</p> <p>それでは議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読2件。</p> <p>農地法第5条許可申請2件について説明します。</p> <p>1件目、資料6をご参照ください。所在地は●●●●●●●●、転用面積は1, 120㎡、申請人は●●●●さん、申請地は●●●●●●●●にある2種農地です。今回申請された農地の隣接地は既に資材置場として使用されています。この案件については農地法第5条第2項の各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2件目、資料7をご参照ください。所在地は●●●●、転用面積4, 157㎡、申請者は●●●●●●●●、市内の建設業者です。●●●●●●●●●●付近にある2種農地です。今回申請された農地は資材置場として使用予定です。この案件については農地法第5条第2項の各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
委員	<p>5条転用のための所有権の移転なんです、場所は今事務局の方から話がありましたように●●●●の反対です。図面見ていただいたら分かると思うんですが、道路の手前の方に従来から資材置場として埋立てがされており、その場所的には隣接地ってことになります。水路とかも確認して見たんですが、無いようですから特に問題はないと思います。</p> <p>それとこれも同じ●●さんになるんですが、図面を見てください。縦長の図面の上の方に●●●●●●●●がございまして、●●●●の方に向かって●●の交差点を真っ直ぐ行く途中から左折して入った所ですね。その近くです。これもですね、反対側に●●さんが既に道路の右側、土場のような形になっております。山の間の巨大な田んぼをきれいに管理されておったんですが、なかなか山の間で農業に使うとすれば問題があふれているというような状況の土地です。反対側には川がありますけれども、特に問題はないというふうに思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>

野上推進委員	はい、地元推進委員の野上でございます。2つの物件なんですけれど、今委員のおっしゃいましたように何ら問題ないんじゃないかと思いました。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより意見ございましたらお願いいたします。  採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	議案第3号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は原案の通り決定をし、2番につきましては常設審議委員会の方に送付いたします。  それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。  それでは本日配布しております令和6年4月30日告示、令和6年5月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で19筆でございます。利用権設定面積が新規・再設定合計で28,683㎡、貸し手が8名、受け手が7名でございます。内容は4ページ5ページでございます。改正前の農業経営基盤強化促進法18条第3項の要件、農用地利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	本日提出されております利用集積計画の担当地域の委員の皆さん、何かご意見、言っとかなくてはいけないってことがございましたらお願いいたします。

議長	無いようでしたら採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	議案第4号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第5 報告第1号 農地法18条 第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	2件朗読。 今回報告する合意解約2件について説明いたします。 まず1件目、●●●●さん、先程の3条申請の新規就農の方に土地を譲るために元々貸し借りしていた農地をの契約を解消したということです。 2件目について、借りていたのは●●●●さんです。水不足で耕作出来ないので解約するとのこと。以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。担当委員さんの方から何か、担当地区の委員さんお願いいたします。 よろしゅうございますか？ はい、特に意見ないようございますので、報告第1号は終わらしていただきます。 続きまして議事順位第6 報告第2号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	2件朗読。 今回報告する2件につきまして説明いたします。 1件目、参考資料8をご参照ください。資料の写真にもあるように20年以上前に耕作放棄されており、現在は原野になっております。



議長	<p>続きまして2件目、参考資料9をご参照ください。申請地は50年以上前から宅地の一部となっております。以上報告いたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	<p>現況証明1、●●さんです。場所は●●ですが●●を●●の方に行って、●●の交差点を左に曲がりまして、1km行った所を左に曲がって、●●を通り過ぎてずっと入っていきます。山の中に入って、圃場整備してある田んぼがあります。その一角が見た感じが山のような感じになっておりますが、一応畑地ということでございます。もう元に戻すのは難しいような状況にありました。2番目、●●さん。●●●の●●●●って分かりますかね？お宮があるんですが。その川の北側になります、町の中です。何て言いますか宅地の間の庭のような感じでコンクリートがありました。これも畑地になっていて、そこに書いてありますように50年かどうかは分かりませんが、長い間こういうふうな状態になっているということです。早い話がみんな無断転用的なものになっているというふうな状況です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員さんより補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
推進委員	<p>推進委員の野村です。先程委員さんの説明のあった通りに間違いありません。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>私の方からちょっと関係ないかも分かりませんが補足しておきます。まだ周りに農地が残ってます。出された行政書士事務所の方によりますと、今からそこを農振の除外をして転用がしたいというような話でございました。除外どうだろうか？と言われたので見ましたけれど、周りがすべて住宅が建っておりまして、除外については何も問題ないですよとは話して帰りました。まあこれは余談でございます。委員の皆さんより何かご意見ございますか？</p> <p>よろしゅうございますか？それでは報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第7 報告第3号 公共工事に伴う転用届について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>公共転用について今回お伝えします2件について、参考資料の10、11になります。</p>

<p>議長</p>	<p>参考資料10につきまして、これは美祢市が美東町の市道工事の為に一時転用して使用するものです。</p> <p>参考資料11につきまして、山口県宇部土木建築事務所から災害復旧工事に伴う一時転用として出されたものです。詳細については参考資料をご確認ください。</p> <p>県から出された災害復旧工事に伴う一時転用につきましては、以前申請された県から追加がありました。追加された分が下の方になっております。以前申請された分につきましても工期の変更等が一部ありましたので、それについても載せてあります。</p> <p>以上報告します。</p> <p>はい、ありがとうございます。沢山ありますので、自分の担当地域にどれが含まれるか皆さんの方でチェックしておいてください。何かご意見ございますか？</p> <p>無いようでしたら終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか？</p> <p>はい、特に無いようでございますので報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>ちょっとこの件について、昔の●●の●●●●、●●●●ですかいね？その裏の●●さんの田んぼだと思うんですが、田んぼ側に工事をした時の公共道路残したまんまなんじゃないかなと思ってみてるんですが、すみませんが担当地域の農業委員さん推進委員さん確認をしていただいたらと思います。</p> <p>では次に行きます。議事順位第8 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読。</p> <p>それでは別紙にある書類の方ご覧ください。1件出ております。●●●●●●●●でございます。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、実行役員の状況等を審査しましたところ、適正でありましたことを報告差し上げます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございませんか。</p> <p>よろしゅうございますか。</p> <p>特に発言等無いようでございますので、以上で報告第4号終わらせていただきます。</p> <p>続きまして議事順位第9 報告第5号 農地等の利用の最適化を推進する推進に関する指針について。事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>朗読。</p> <p>それでは令和6年度の最適化活動の目標設定についてでございます。本来であれば農業委員会の振興部会を開催しまして、まとめたものを本総会に提出ございました。すみません期間が無くてですね、農業振興部会の岸部長と協議して本総会に提出しております。</p> <p>それでは内容について説明させていただきます。令和6年度最適化活動の目標の設定等案についてご覧ください。1ページ目の農業委員会の状況でございます。こちらについては令和6年の4月1日現在の状況を記載しております。全般的に農林業センサスそして耕地及び作付け面積統計等に基づいて作成しております。こちらの真ん中のには各経営体数を表示しております。認定農業者については4月1日現在96名、基本構想水準到達者については37名、認定新規就農者については7名、新規参入法人9名、集落営農経営26団体でございます。</p> <p>この中で基本構想水準到達者という言葉があります。こちらについて説明させていただければと思います。こちらについては基盤強化法経営基盤強化法6条の第1項によって市町村が基本構想という構想を作ります。これについては県の基本方針に基づいて令和5年に作られておまして、こちらの中で農業所得、経営規模その他の効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成していると見なされているものを基本構想水準到達者としています。年間所得290万円以上、2,000時間労働こちらが要件となっております。ちょっとこちらの方説明しました。1ページ目の方は以上でございます。</p> <p>2ページ目、農地の集積目標についてでございます。これについては県の作成しました農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、これに基づいて5年間、70%として設定しております。課題として後継者のいない個人認定農業者の死亡による集積農地の離散、そして農業従事者の高齢化、後継者不足、有害鳥獣被害や資材の高騰等により、離農が増加しているなか国が推進する地域計画の協議を進め、将来の農地の効率的利用を策定することが課題であると考えております。②の目標の所をご覧ください。今年度の新規集積面積286haを記載しております。こちらについては令和5年から令和9年度まで5年間で農地面積3,560haの70%を集積するとして、2,492haになります。で2,492haからこれまでの集積面積が1,349haでございまして、そちらを引きますと1,143haになります。1,143haを残りの4年で集積するってことで、単年で286haという算出になります。また今年度末の集積面積1,635haについてはこれまでの集積面積1,349haと新規の集積面積286haを足した数字で算出しており、集積率は45.9%としております。</p> <p>次に遊休農地の解消についてでございます。こちらについては緑区分の遊休農地の解消目標としまして、令和3年度の利用状況調査が基準となっております。緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記載しております。課題として担い手不足、放棄された農地の遊休化や転用等による非農地化が進んでいると考えております。4月1日時点で1号遊休農地47ha、緑の遊休農地27ha、黄色の遊休農地20ha ございます。昨年と比べまして、約1haほど減少しております。</p>
------------	---

	<p>3ページをご覧ください。新規参入の促進についてでございます。目標面積は令和元年から令和3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記載しております。課題として就労促進を図るため、関係機関と連携し農地や住宅の斡旋、農業経営を軌道に乗せるまでの資金の確保、営農技術の習得、生産資材高騰への支援体制の強化を進める必要があると考えております。こちらについては令和5年度の新規参入として●●の方で●●●●さん、こちらハウレンソウですね。●●で●●●●さん、こちらゴボウでございます。この2名の方が新規参入をされていらっしゃいます。</p> <p>次に最適化活動の目標を説明させていただきます。こちらについては令和5年度と同様に推進委員等が最適化活動を行う日数目標として月7回を挙げております。活動強化月間の設定目標として8・12・2計3回、新規参入相談会の参加目標として1回を設定しています。この中で12月、地域計画の推進・農地の集積のうち地域計画の推進を新たに入れております。実際であれば本地域計画の推進は、12か月1年かけてやるものでございますが、活動の結果の設定目標はこの1か月に入れろって話になってますんで、12月の農地の集積の中に新たに織り込んでおります。</p> <p>今後についてでございます。皆様方の今回のご審議等いただきまして、報告後ホームページ等で公表していきたいと思っております。よろしく申し上げます。説明の方は以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。岸部会長の方から何か補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>本来なら申告会で協議するんですが、県なり市からのデータがどうしても遅いということで、提出が4月末までということは今日の総会で報告しなければならないという切羽詰まった日程でございましたので、本来なら申告会開くところが開けない、データがきちっと出て来ない中で協議する根拠がないということで、ギリギリまで待ちまして今週の15日に私と事務局の方で整理させていただきました。そのことをご理解お願い申し上げます。</p> <p>資料2の方ですね、去年の数字をまだ覚えておられる方いないと思いますけれども、去年の目標設定の所で①のⅡの1の(1)の2、目標②の目標っていうのがですね、今年度の集積面積、去年令和5年2,520という数字が入っております。今年1,635ということなんですが。去年の数字が事務局の方が勘違いして5年間でやるべき数字を1年間で計上してしまったところですね。県の方も仕方がないで修正しないで去年は行きましようということになりましたんで、ここが去年と違うと。よってその上ですね、新規集積面積が1,113になってますけども、先程事務局が言いましたように5年間の案分で、今回は対象が4年になりますけども、286haと大きく変更されておりますので、そこだけはご了承賜りたいと思います。</p> <p>私の方からは以上でございます。</p>

議長	最適化活動の目標の設定についての提案・ご意見ございましたら、お願いいたします。 それではこの提案の通りでよろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	はい、それではこれを目標といたします。案を消してください。よろしく願いいたします。岸委員部会長ありがとうございました。
委員	お疲れさまでした。
議長	報告第5号を終わらせていただきます。 続きまして、その他の方に移りたいと思います。 農業相談日につきまして、4月の当番委員の方、相談内容についてご報告をお願いします
委員	1番武藤です。私と中嶋委員、安部委員、事務局長さん4名で相談を受けました。 相談内容というのが農事組合法人の構成員の方なんですけど、年を取ってきて個人としては草刈りや水回りをしておりますが、後継者もおらずもう80代後半、いつまでできるかという切実なご相談でした。法人さん自体も高齢化が進んでおりましたですね、法人の運営も危うい。これからどうしたらよいかと先行きに不安を感じていると。ご本人さんが後継者も全然いないんで、迷惑は掛けたくないけどどうしたらいいでしょうかとのご相談でございまして、本人さんも誰に聞いても答えは出んでしょうねって言うておられたんですけど。今現在として出来ることは法人内でよく話し合ってもらって、他の営農法人さんと合併とか、そういうこともどうですかって提案はしてみたんですけど、自分たちの地区を作るだけでも大変なのに他と合併なんて出来りゃあせんとそんな意見ももらいまして、相談者さん自体も話聞いてもらえるだけでいいってことで、答えは出んでしょうと。こちら申し訳ございませんという感じで相談は終わりました。以上でございます。
議長	はい、ありがとうございます。今これ県内各地で起こっている問題でございます。これからも美祿市ではまだまだ大きな問題になってくるんじゃないかなと。ここから遊休農地が発生しますと、一気に大変な数字が増えてくるということになります。今後どのようにしていくかというのは大きな農業委員会としての課題だと思います。皆さんには色々ご迷惑を掛けますが、お力添えをいた

事務局	<p>だけたらと思っております。</p> <p>委員の皆さんよりご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>私から2点ほど報告させていただきます。</p> <p>1点目が最適化活動に伴う令和6年度の活動記録簿。皆さんの所に12か月分置いていますので、こちら記入されたらですね、随時総会の時私の方にいただければと思っております。</p> <p>2点目でございます。令和5年度の最適化交付金の委員報酬を今週金曜日振り込みますので、そちらの方の確認をお願いします。いま報酬の明細は皆さんにお渡ししていると思います。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
事務局	<p>私からはまず先月の総会の時に会長から言われました、●●の不法投棄の件についてちょっと報告をいたします。場所は●●の●●●●の手前、こちらから向いたら左側になりますが。所有者の方は●●●●●●●●の●●さんという方でございます、平成28年に農地を取得されておられます。ここにつきましては平成28年の6月の総会において、畑地造成の許可をしております。その後2回程平成29年と平成30年に事業計画の変更の申請をされておられまして、そこで許可をしております平成30年12月31日までは許可が出ております。その後につきましては事業計画等の変更の申請書は提出されていないと思っております。現状ですが、令和5年の途中からこの土地に家屋を解体したと思われる産廃、瓦やコンクリート、外壁などが積み上げられている状況でございます。あの以前の総会で●●●●さんが関与しているという情報がありましたが、委員の方から聞いていただいたところ●●●●さんは今は全然関知をしていないということでございます。生活環境課に聞いてみたんですが、こちらについては2月ぐらいに通報があったということで、宇部の環境保健所と美祢警察署等が動いて、監視カメラ等によって土地の所有者とは別の業者が産廃を不法投棄をしたということが判明しております。産廃の全量撤去について保健所と業者が協議中でまた警察の方から処分が出るであろうということでございます。産廃の撤去についてはもう少し時間がかかるようでございます。</p> <p>続きまして今後の日程についてです。本日令和6年5月の日程についてを配布しております。それでは令和6年5月の日程についてをご覧ください。総会は5月15日水曜日でございます。農業相談は5月14日火曜日。当番委員は美祢地区が石田委員、美東地区が村上委員、秋芳地区が安富委員でございます。現地調査は5月7日火曜日。当番委員は村上浩一委員、高見清委員でございます。</p> <p>あともう1点。令和6年4月2日付により、山口県農業会議会長名により推進委員の方で全国農業新聞を購読しておられない方がおられるということで、購読の依頼がございました。購読をされておられない委員につきましては、ぜひ購読申込書の提出をお願い</p>

議長	<p>いたします。私からは以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。今日は色々あるので言いませんでしたが、私会議に行くたびに、5名ほどいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、名前を書いた紙を持ってきて購読してないが取ってもらってくれと毎度言われます。今日すぐにとは言いませんが、次の総会くらいまでにはぜひ購読していただきたいと思っています。この購読も農業委員会の委員さん推進委員さんのある意味責任なんですよ。よろしくお願いいたします。まだ今回は名前は言いません。次の次くらいには誰が取っておられませんって言います。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>互礼。</p> <p>午後5時10分閉会。</p>

議事録は正確なることを認め署名する。

令和6年4月17日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_